

平成30年第1回教育委員会 定例会議事録

平成30年1月23日

東久留米市教育委員会

平成30年第1回教育委員会定例会

平成30年1月23日午前11時02分開会
市役所6階 602会議室

議題 (1) 諸報告1

- ①平成30年度東久留米市一般会計当初予算（原案）について
- (2) 議案第1号 東久留米市立学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
- (3) 議案第2号 「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」の改定について
- (4) 議案第3号 平成29年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について
- (5) 議案第4号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- (6) 諸報告2
 - ①平成28年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について
 - ②「道標（みちしるべ）100冊」の選定結果について
 - ③平成30年「成人の日のつどい」について

※「平成30年度東久留米市一般会計当初予算（原案）について」の報告及び「議案第1号 東久留米市立学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」の議案審議は非公開で行われました。非公開の議事録は公開している会議の議事録には掲載していません。

出席者（4人）

教 育 長	直 原 裕
委 員	尾 関 謙一郎
(教育長職務代理者)	
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

企 画 経 営 室 長	佐々木 弘 治
財 政 課 長	秋 山 悟
教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 堀 高 広
学 務 課 長	島 崎 修
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 3人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前11時02分)

- 直原教育長 これより平成30年第1回教育委員会定例会を開会します。委員は全員出席です。本日は平成30年度の教育費に関する当初予算について説明していただくため、企画経営室長と財政課長においでいただいております。どうぞよろしくお願ひします。
-

◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は尾関委員にお願いします。
○尾関教育委員 はい。
-

◎会議の進め方

- 直原教育長 本日の会議の進め方について説明をお願いします。
○小堀教育総務課長 本日の進め方ですが、先に非公開で当初予算に係る報告を行い、続けて、非公開で、議案第1号の学校薬剤師の解嘱及び委嘱に関する審議をお願いします。
○直原教育長 委員の皆様にお諮りします。非公開で当初予算に係る報告及び人事案件に係る議案審議をお願いしたいという説明がありましたが、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

◎議事録の承認

- 直原教育長 議事録の承認に入ります。12月1日に開催した第12回定例会、12月27日開催した第8回臨時会の議事録についてご確認をいただきました。宮下委員から修正のご連絡をいただきましたが、ほかにはよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録はいずれも承認されました。
これより非公開の会議に入ります。

(公開しない会議を開く)
(公開しない会議を閉じる)

◎傍聴の許可

- 直原教育長 これより傍聴の方にお入りいただきます。

(傍聴者入室)

傍聴の方にご説明します。お配りしている資料についてはご入り用の場合にはお持ち帰りすることができます。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 議事に入ります。「議案第2号 「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」の改定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
○師岡教育部長 「議案第2号 「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」の改定について」、上記の議案を提出する。平成30年1月23日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由、いじめ防止対策推進法制定後も、全国で重大ないじめ事件が発生していることから本市におけるいじめ防止対策の一層の充実を図るため、「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」を改定する必要があるためです。詳しくは指導室から説明します。
○宍戸指導室長 9月1日に本会にて報告をしていました「東久留米市いじめ防止対策推進基

本方針」の改定について、平成29年12月15日から平成30年1月15日までパブリックコメントを実施しました。また、各小中学校では学校評議員並びに教職員、中学校からは生徒会が本方針について協議し、意見の提出がありました。これらの意見を受けて「議案第2号 東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」改定案に係るパブリックコメントに対する見解についてと改定内容を提出するものです。詳細については統括指導主事から説明します。

○荒井統括指導主事 私からは資料4点について説明をします。初めに「【新基本方針】東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」をご覧ください。こちらは事務局から新基本方針として取りまとめたものです。後ほどご協議をお願いします。

次にA4判の横置き「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針【比較】」の資料をご覧ください。こちらを使い、9月1日に報告をさせていただきました改定案からの変更点を説明します。改定案から変更した点は大きく2点です。一つは「参酌」「いじめ指導状況管理シート」といった文言が文章中に使われていますが、この言葉の意味を求めるとご意見がありましたので注釈を新たに加えています。「参酌」については7ページに四角囲みで入っていますが、「※参酌 他と比べ合わせ参考にする。」ということで注釈を入れています。

さらにおめくりいただき12ページをご覧ください。一番上の部分にあります「『いじめの指導状況管理一覧』シート」についての注釈です。「本市立小・中学校において、いじめの認知、その後の状況などを把握し、組織的に対応するための管理用シート。いじめの把握からその後の指導の経緯を記録する。指導状況を校内で共有するとともに、毎学期末に教育委員会に提出し、指導状況の共通理解を図っている。」ということで、この注釈を加えています。

もう一つは9ページ目にお戻りください。ここに「児童・生徒の取組を支える」という項目があります。こちらの「コ」に「日本語指導が必要な外国人児童・生徒等」としていましたが、「外国につながる児童・生徒等」としました。「日本語指導が一定程度効果を上げたとしても文化の違いなどから配慮を継続すべきではないか」という考えからです。このほかにも学校からの意見では文言の一部変更を求めるものもありましたが、内容に大きな影響を与えるものではないことから今回の取り入れは見送っています。

続いて、パブリックコメントに対する見解についてご覧いただきます。資料3点目の『東久留米市いじめ防止対策推進基本方針』に関するパブリックコメントの概要と見解をご覧ください。お二人の市民の方から合計3件のご意見をいただいています。1件目の意見の概要です。今回の改定案については大変よく練られており、ぜひ推進してほしいというご意見から、いじめの定義についてのご指摘でした。いじめの定義について、いじめの中には教職員などによるものもあるのではないかと。そのため、定義に「児童・生徒による」と限定するのはどうかというものでした。大変重要なご指摘であると受けとめています。いわゆる教職員によるいじめも昨今の報道ではなされていることから、今回のご指摘につながったものと認識しています。しかし、教職員によるいじめは国でもいじめ防止推進法を制定する際に議論がされており、子どもによるいじめと線を引くということでまとまっています。また、本市でも当初のいじめ防止対策推進基本方針策定時に本件について議論した経緯があります。そこでパブリックコメントに対する見解は、「基本方針のいじめの定義はいじめ防止対策推進法に基づき、教員がいじめに加担したり、指導の範囲を超えて児童・生徒に苦痛を与えたりした場合には服務事故あるいは犯罪として対処します。」としています。また、教職員に対しても改めて服務研修などで十分指導していきたいと考えています。

2件目のご意見の概要です。こちらは1件目のご意見を出してくださった方と同じ方が引き続きご意見を述べているものです。先ほどの件に関連し、「いじめの防止のためには人権教育が欠かせない。関連諸機関と学校がうまく連携し活用していくことで、いじめ抑止の効果がさらに上がると思う」というご意見でした。ご指摘のとおりであり、本市としても一層

推進すべきことと考えます。そこでパブリックコメントへの見解としては、「本市では道徳などの授業でいじめ問題を取り上げることに加え関係諸機関と連携して11月を『人権教育推進月間（さわやか月間）』としています。各学校から人権作文、標語、ポスターを募集し、毎年4,000点を超える応募があります。今後も関係諸機関と連携して人権教育を進めてまいります」としました。

3件目です。3件目のご意見はご自身やお子様へのいじめの体験から、「学校教職員の共通理解、共通実践ができるように学校全体で担任力の推進を図るアクションが重要である」というものでした。東久留米市いじめ防止対策推進基本方針を確実に実践につなげてほしいというご期待からのご意見であると受けとめています。そこでパブリックコメントに対する見解は、「今回の改定では市立全小・中学校の教職員も話し合い、意見を出し合いました。今後もこのような活動を通じて全教職員の共通理解、共通実践を進めてまいります」とし、今後も各学校でのいじめ問題に対する意見交換の場を設定する方向で進めてまいりたいと考えております。

最後にA3判横置き資料をご覧ください。改定案に対する各学校の評議員、教職員、中学校生徒会の生徒たちによる意見をまとめた資料になります。先ほどのパブリックコメントと同様に、学校からの意見でも改定案の内容におおむね賛同という声が多く寄せられました。学校評議員からは、改めて家庭の役割の重要性の指摘や「参酌」「いじめ指導状況管理一覧シート」の説明を加えてほしいといった意見がありました。教職員からは現在の学校での実際の取り組み事例の紹介などもあり、また、生徒会の生徒たちからは「（本件を通じて）いじめ問題について改めて考える機会をもらうことができた、今後も生徒会として取り組みを進めたい」などの前向きな意見を多く寄せてもらいました。パブリックコメントへの見解については本市のパブリックコメントに係る要綱に基づいて、この後、市民の皆様への公表を進めてまいりたいと考えます。また、本基本方針については、本日の教育委員会でご討議いただいた後に庁議や議会で報告し、広く児童・生徒はもちろん市民の皆様にも周知を進めてまいります。私からの説明は以上です。

- 直原教育長 基本方針の改定案についての説明でした。ご質問等あるいはご意見ありましたら、お出しいただけますでしょうか。
- 尾関教育委員 各学校の評議員と教職員、生徒会の意見なども聞いているということですので、いじめとはどういうものなのか、また、基本方針が改められるということについても認識されるのだと思います。ただし、この1回の改定で終わるのではなく、何かあった場合には学校だけではなく教育委員会も含めて対応する、検討するのだということ、子どもたちや保護者などに、何回も何回も繰り返し訴えていくようにしてもらいたいと思います。
- 宮下教育委員 A3判の資料に生徒会の意見が出ていますが、「いじめを生まない、許さない学校づくり」ということに対して、生徒会から「いじめは絶対にだめだという強い気持ち持たない限り、いじめなくならない」と出ていますね。また、教育委員会だよりが1月7日付で発行されましたが、その中で中学生が、この事柄についていろいろ心の中で悩んでいることが書かれていました。本当はそのことについて自分はいろいろと意見を言いたいのだが、そうすると今度は自分が逆にいじめられるのではないかと心配し、心の中で躊躇している姿が意見の中に見受けられました。今後はそういう子どもたちの内面に迫る指導をしていかない限り、この問題は解決していかないのではないかと思います。
それについて学校で素晴らしい取り組みがされているのであれば、ぜひ広めていってほしいと思います。教育委員会だよりの中でも、うちの学校ではこんなことをやっていますと、たくさん出ていましたので、今度は全校に広げるチャンスがあるといいなと思っています。
- 荒井統括指導主事 先日開かれました「生徒会サミット」という取り組みがありますが、その中では、それぞれの学校、生徒会が、いじめ問題について今年1年間の取り組みを紹介し

合い、互いの意見の中で、良い取り組みに関しては自分の学校でもやってみたいという発言がありました。実際に子どもたちが中心となって取り組んでいった事例の報告を今回しているわけですが、こういった生徒会サミット等を通じての意見交換を今後も続けていくことが一つの方策になるかと思えます。

また、南町小学校では特別活動の研究校として、現在、研究を進めています。この学校では全国学力学習状況調査の意識調査の結果、「いじめはどんなことがあっても認められない」という項目に大きな成果を上げています。来年度、同校は研究発表を行いますので、小学校に対してもこういった取り組みを広く周知していくことが可能かと考えます。

- 直原教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。「議案第2号 「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」の改定について」を採決します。本案を可決することについて賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第2号は承認することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 続いて「議案第3号 平成29年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第3号 平成29年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」、上記の議案を提出する。平成30年1月23日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳しくは担当課長から説明します。
- 小堀教育総務課長 資料1枚おめくりいただき、先ず教育費の補正予算の総額に関する部分から説明します。3月補正予算（案）では、歳入を3,235万3,000円減額し、歳出を2億3,016万3,000円減額するものです。続いて、教育総務課所管分について補足して説明します。歳出予算のみのものとしまして、項番1、項番2、項番3、裏面の項番8、続いて9、10、11及び12、14番については契約により差金が生じたことを主な理由とする減額補正です。続いて4ページをご覧ください。歳入予算と歳出予算のいずれにもかかわるものとして項番2の歳出についてですが、小学校の改修・補修事業に係る設計委託費、各種工事請負費の契約に生じた差金並びに第五小学校の校舎棟増築工事に係る出来高に応じた未執行分の減額を合わせて1億4,972万1,000円を減額します。歳入ではこの第五小学校の校舎棟増築工事の財源となっている国庫負担金を3,049万6,000円減額する一方、同じく第五小学校の教室改修における空調機設置に係る国庫補助金を4万3,000円増額します。続いて、5ページをご覧ください。繰り越しの予算措置を伴う歳入及び歳出予算として、項番1は30年度の当初予算で計上することを予定していました神宝小学校東校舎棟の大規模改造工事ですが、国の補正予算を活用し前倒して実施することを想定し計上するものです。当然のことながら29年度中の工事完了とはなりませんことから国庫補助金の6,888万9,000円を財源として見込み、事業費の3億1,350万円を繰り越すものです。項番2は今ほどの理由と同様に大門中学校校舎棟東側の大規模改造工事について国庫補助金6,161万3,000円を財源として見込み、3億6,720万円を繰り越すものです。教育総務課の補正予算に係る説明は以上です。
- 島崎学務課長 学務課に関連するものについてご説明します。1ページの項番4、3ページの項番13の就学援助事業については、当初見込んでいました認定者数を下回ったため減額するものです。4ページの項番1、通学路防犯カメラ設置事業についてです。学校や地域等が行う見守り活動を補完するために東京都の補助金を活用して事業を進めていますが、民間

活力の導入により2校10台分の費用負担が少なくなりました。また、入札により契約差金が生じたため歳入歳出とも減額するものです。

○**穴戸指導室長** 指導室に関連するものとして、2ページ目の5、6、7についてご説明します。5番の副読本等の購入は小学校の道徳の副読本になりますが、文部科学省や東京都の送付のあった副読本を活用するというので、当初予定して副読本を購入しなかった学校があったということで減額します。6番の外国語指導業務委託（ALT）事業ですが、これも当初見込んでいた金額よりも安価な日額単価で契約締結ができたことで減額します。7番の特別支援学級通学用自動車運行事業は学校の特別支援学級が対象になりますが、主に南町小学校の特別支援学級自閉症情緒障害学級への転学者が増加したことで自動車の台数増加も予想されたのですが、今年度中の児童の増加はなくなったため減額します。

○**市澤生涯学習課長** 生涯学習課の事業については3ページの15番と16番になります。こちらについてはいずれも契約差金が生じたため減額するものです。

○**直原教育長** ただいまの説明についてご質問等があればお出しいただけますでしょうか。

○**宮下教育委員** 道徳の副読本について伺います。今、盛んに、新しい教科として道徳が注目されており、そういう時代背景を受けながらここでは減額になっています。ということは購入しなかった学校があるということですね。何校が購入しなかったのか分かりますか。金額にすると約100万円ですね。分かなければ結構です。

続いて、その学校は道徳の授業をどのように展開しているのかも伺います。副読本で東京都や国も一斉の方向で道徳授業を展開しようという中で、これではない、違うものを使っているのであればどのような種類のものを使っていたのか。また、それらについては3月の教育課程の届出の段階で把握していたのかどうかについて伺います。

○**荒井統括指導主事** 学校数についてはお調べをしないと答えできないので申しわけありません。ご指摘のとおり、授業は年間の指導計画に基づいて行っているわけですが、購入しなかった学校については4月当初に改めて児童の実態や道徳の各項目についての理解の把握状況などを確認した結果、国や都の資料で十分指導ができるのではないかとということで購入をしなかったと聞いています。ただし、その際にも、例えば読み物で比較的図書室に置いてあるような本で有効なものがあれば活用してみたり、あるいは自作教材として一般に流通しているものなどの活用して補足を図ったという説明を受けています。

○**直原教育長** ほかにはご質問ありますか。よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。「議案第3号 平成29年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することについて賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手です。よって、議案第3号は承認することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**直原教育長** 次に「議案第4号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○**師岡教育部長** 「議案第4号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成30年1月23日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由、教育行政に関する事務についての意見等を扱う総合的な所管を明確にするため、規定を追加し、並びに東久留米市立図書館条例及び同運営規則の改正に伴い、集会室等の利用に関する規定を削除する必要があるためです。詳しくは担当課長から説明します。

○**小堀教育総務課長** 資料を2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。「教育委員会事務決裁規程」は、教育委員会の権限に属する事務の決裁等の事務処理について必要事項を定めたもので、今回は教育総務課庶務係及び図書館業務係の所管内容について改めるもの

です。教育総務課庶務係に追加する「教育行政相談（就学相談及び学習相談を除く）に関すること。」についてですが、教育委員会庶務規則では既に教育総務課庶務係の所掌事務として規定しており、現在でも所管課に直接問い合わせが繋がらず、最初に教育総務課につながるケースが多くあり、内容を伺うなどして所管課につなぐなどの対応をとっているところですが、しかし、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨は、いわゆる「たらい回し」がないように迅速かつ的確な対応を求めているものであるため、窓口を明確にし、決裁責任の所在も明確にするために事務決裁規程にも規定を追加することとしました。

二つ目の図書館業務係についてですが、平成29年第2回市議会定例会において「東久留米市立図書館条例」の一部が改正されたことにより、東久留米市立図書館運営規則を改正するに当たりあわせて事務決裁規程の関連する規定を削除するものです。

- 直原教育長 本件について、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。「議案第4号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することについて賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第4号は承認することに決しました。

◎諸報告2

- 直原教育長 諸報告2に入ります。「平成28年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」から説明をお願いします。

- 穴戸指導室長 平成28年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について3年間の、グラフについては5年間の経年比較で裏面が東京都と東久留米市の比較になります。2枚目は、東京都の平成29年度いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査の結果についての概要です。東京都からの速報値が12月20日に出了たので、本日の報告となりました。詳細については統括指導主事からご報告します。

- 荒井統括指導主事 東久留米市における経年比較の部分をご覧いただきながら説明します。

先ず暴力行為についてです。小・中学校ともに昨年度に比べて発生件数は減少していますが、中学校では管理下での件数が19件になっています。続いて2番のいじめの状況です。いじめについては小・中学校ともに認知件数が大幅に増えました。これはいじめについて「ふざけ」や「からかい」などの今後いじめにつながりかねない、あるいはいじめとの明確な線引きができないものについても認知の対象となったためです。解消率についてです。小学校で97.4%、中学校で85%となっています。解消していない事例について状況を確認したところ、この調査の段階ではいじめに類する行為は止んでいたが、念のため経過を観察する必要があるということから解消としなかったという報告を受けています。続いて、3番の不登校発生状況をご覧ください。不登校児童・生徒数は平成27年度から平成28年度にかけて小学校で6人増加となっており、年々微増傾向が見られます。また、学校復帰率は小学校で11.5ポイント、中学校で2.9ポイント減少しています。東京都全体でも学校復帰率が伸び悩んでおり、同じ傾向と言えます。小学校では中学校進学へ向けて、また、中学校でも不登校傾向の生徒一人ひとりの状況について振り返り、不登校の未然防止に向けて取り組みの見直しや整理をする必要があります。校長会ではスクールカウンセラーの積極的な活用、スクールソーシャルワーカーや教育相談員との連携を密にして不登校傾向にある児童・生徒への早期の対応、不登校の児童・生徒の学校復帰に向けた取り組みを具体化するよう指示したところです。

次に、2枚目にお配りしました「平成29年度東京都公立学校におけるいじめの認知件数及び対応状況把握のための調査について」概要をご覧ください。こちらは東京都が作成した資料になります。今年度の6月に行われたいじめ防止推進月間、通称「ふれあい月間」の東

京都全体の調査結果を分析したものです。この調査は6月、11月、2月に実施されます。認知したいじめについてスクールカウンセラーと連携して対応できているか、学校いじめ対策委員会の取り組みが進んでいるかなど、本市の状況についても今後分析を進めていきたいと考えます。

○直原教育長 ただいまの報告について、ご質問等がありますでしょうか。

○尾関教育委員 不登校についての学校比率は東久留米市でも増加しているが、東京都に比べると下回っているということです。原因を探り、対策はとられていると思いますがいかがですか。

○荒井統括指導主事 1件1件の様態が異なるので、概況ということで説明しますと、一つは精神的な状態に応じて無理に学校に行かせることが一層状況を困難にするとか、その後の子どもの発達に影響するといったケースもあり、学校に連れて行くことが難しいということがあります。また、保護者の中にも無理に学校に行かせるよりも、さまざまなフリースクールであるとか、その他のオルタナティブ教育などの活用ということを考えるケースも出てきていますので、そういった考え方の多様化という側面もあると考えています。

一方で、教育センターの学校適応教室が成果を上げてきています。取り組みについては引き続き進めていき、本市のスクールソーシャルワーカーを一層活用して、例えば、学校で授業に入れないまでも担任の先生と面談をすとか、保健室に登校するなどの手段がとれないかということについて検討を進めていきたいと思っています。

○宮下教育委員 暴力行為について伺います。東久留米市と東京都の資料が2枚目にありますが、このペーパーによると東久留米市はおかげさまで発生率が極めて低いわけですが、東京都全体では11.8%あります。この11.8%はどの学年に集中しているのですか。小学校入学直後が多いのか、逆に6年生で多いのか伺います。

○荒井統括指導主事 学年別のデータは手元にはないので、そういった資料の入手は可能なのか、この後、確認させていただければと思います。

○宮下教育委員 全国的にどの学年が多いかのデータが出ていますので、よろしくお願いします。

○直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の報告事項「東久留米市道標（みちしるべ）について」の説明をお願いします。

○穴戸指導室長 今年度、国語力向上に向けた取り組みの一環として、中学校教員による推薦図書「道標（みちしるべ）100冊（仮称）」の選定を進めてきました。詳細については統括指導主事から説明します。

○荒井統括指導主事 「東久留米市の道標（みちしるべ）」という二つ折りの資料をご覧ください。本資料は中学校国語力向上推進委員会を中心に全中学校の教員から推薦図書、推薦の言葉を広く募集し、まとめたものです。いわゆる読み本に限らないことから、これまで読書に抵抗感のあった生徒にも読書に親しむきっかけを与えることができるのではないかと考えています。推薦に当たっては推薦者を明示し、また、推薦した先生の教科なども掲載しているところが大きな特徴と考えています。

本資料については検討段階では「道標（みちしるべ）100冊（仮称）」としていましたが、改めて「東久留米市の道標（みちしるべ）」としてまとめています。本年度中に全生徒に資料を配付するとともに、次年度以降学校図書館への図書の購入を積極的に進め、本を全く読まない、いわゆる不読率の改善につなげていきたいと思っています。

なお、学校に配布する際には委員のお手元にあるA3サイズではなく、この半分の、子どもたちが常に手元に持っておきたいと思えるようなこちらの小さいサイズで配布したいと考えています。

○直原教育長 ご質問等ありますでしょうか。

○尾関教育委員 必ずしも既に学校図書館や中央図書館などにあるというのではなく、中にはない場合もあるということですか。

○荒井統括指導主事 学校図書館に全ての本があるわけではありません。ただし、ほとんどの本については市立図書館で手にとることができるということが確認できています。

○宮下教育委員 毎年、ある生命保険会社が行っているものですが、これから大人になった時にどんな仕事に就きたいかという調査が今年で29回目を迎えたそうです。その中で出てきたのは、男の子は今までは野球、サッカーなどスポーツ系が多かったそうです。ところが今年は何と博士、学者なのです。ということは昨今、日本人がノーベル賞を受賞しているのを見聞きして、子どもたちの意識が少し変わってきたのかなと感じました。また、女の子は食べ物屋さん系が多いです。21年間ぐらい食べ物系がトップだったそうです。その次が看護師、幼稚園や保育園の先生でした。そしてその次が医師なのです。男の子も女の子もいわゆるスポーツ系、アクティブ系から変わってきているのではないかと思います。

そうすると、こういう「道標（みちしるべ）」の中においても、理科系のジャンルがすごく大きい影響をもつと思われまます。子どもたちが関心を持ち、手に取りたいときの需要に応えられる図書館であればいいなと思いました。

○直原教育長 この件は以上で終わります。次の報告事項をお願いします。

○市澤生涯学習課長 お手元にお配りしました「平成30年 成人の日のつどい参加者集計表」をご覧ください。30年1月8日に成人の日のつどいを行った結果を報告します。式典1回目は男性203人・70%、女性185人・63.8%の参加率でした。男女合計では388人・66.9%でした。2回目については男性197人・71.4%、女性189人・61.4%。合計386人・66.1%でした。総合計では男性400人で女性374人の合計774人・66.5%の方に参加していただきました。

◎閉会の宣告

○直原教育長 以上をもちまして、平成30年第1回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午後零時09分)

※本文中の文言については原則「最新 用事用語ブック第6版」（時事通信社編）に拠っていますが、国及び東京都等が固有で使っている文言についてはそのまま掲載しています。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成30年3月9日

教育長 直原 裕 (自 署)

署名委員 尾 関 謙一郎 (自 署)